合宿等誘致促進奨励金交付申請の手順について

(南さつま市スポーツ観光推進協議会) (令和7年4月改訂)

合宿実施団体 (申請者)

①合宿の終了

②宿泊者数証明書の発行依頼

合宿が終了しましたら、宿泊施設 に「宿泊者数証明書」の発行を依頼してください。

③申請に必要な資料の作成・ 提出

「合宿等誘致促進奨励金交付申請 書兼請求書」と「奨励金口座振込 申出書」を作成し、宿泊者数証明 書と併せて、協議会事務局に提出 してください。

なお、交通費に係る奨励金を申請する場合には、内容に応じて必要な書類を併せて提出してください。

合宿終了後、

30日以内に提出すること!

※提出期限以降の申請は、原則認めません。

合宿等誘致促進奨 励金交付申請書兼 請求書

宿泊者数証明書

奨励金口座振込申 出書

交通費に係る奨励 金申請に必要な書 類

④申請書類の受付・奨励金の交付決定及び額の確定

書類を確認し、奨励金の交付の決定及び額を確定します。

こ必要な書

⑥奨励金の受領

⑤奨励金の交付